

高齢者・障害者 従事者等による虐待防止研修 (基礎編)

①概論

いわき市権利擁護アドバイザー
上田晴男

高齢者虐待防止法と障害者虐待防止法 ～目的～

高齢者虐待防止法

第一章 総則（目的） 第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要なことをかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

障害者虐待防止法

第一章 総則（目的） 第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

高齢者虐待防止法と障害者虐待防止法 2 ～「従事者等による虐待」の定義～

第二条

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は**生じるおそれのある暴行**を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような**著しい減食又は長時間の放置**その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を**著しく怠ること**。

ハ 高齢者に対する**著しい暴言又は著しく拒絶的な対応**その他の**高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと**。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

第二条

7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは**生じるおそれのある暴行**を加え、又は**正当な理由なく障害者の身体を拘束すること**。

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する**著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動**その他の障害者に**著しい心理的外傷を与える言動を行うこと**。

四 障害者を衰弱させるような**著しい減食又は長時間の放置**、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の**放置**その他の障害者を養護すべき職務上の義務を**著しく怠ること**。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

※身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和25年6月10日）。

出典：社団法人 日本社会福祉士会・市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き・中央法規出版、2012、116p.、p5-7.を元に作成

事業所内における事実確認のポイント

事業所内での「虐待の疑い」通報の組織的共有

行政に報告の上、指示を仰ぐ

内部処理をしない！

行政の指示に基づき必要な対応を行う

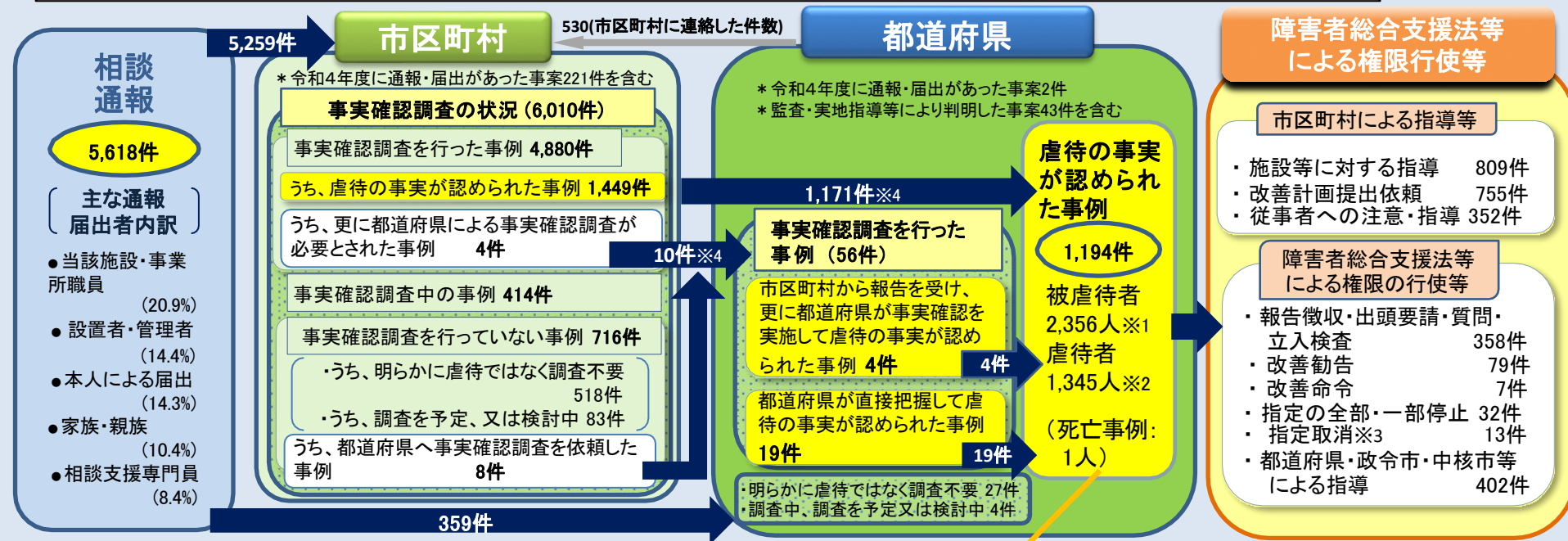
通報内容の確認及び当該利用者・職員の特定

隠ぺいの疑いを避ける！

事業所内の事実確認結果を行政に報告、指示を受ける

令和5年要介護施設従事者等による高齢者虐待 発生要因（選択肢方式）

		件数	割合(%)
運営法人 (経営層)の課題	経営層の現場の実態の理解不足	513	45.7
	業務環境変化への対応取組が不十分	347	30.9
	経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足	344	30.6
	経営層の倫理観・理念の欠如	212	18.9
	不安定な経営状態	89	7.9
	その他	35	3.1
組織運営上の課題	職員の指導管理体制が不十分	693	61.7
	虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分	675	60.1
	チームケア体制・連携体制が不十分	635	56.5
	職員研修の機会や体制が不十分	558	49.7
	職員が相談できる体制が不十分	519	46.2
	業務負担軽減に向けた取組が不十分	464	41.3
	職員同士の関係・コミュニケーションが取りにくい	454	40.4
	事故や苦情対応の体制が不十分	393	35.0
	高齢者へのアセスメントが不十分	361	32.1
	介護方針の不適切さ	278	24.8
	開かれた施設・事業所運営がなされていない	278	24.8
	その他	40	3.6
虐待を行った職員の課題	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足	867	77.2
	職員のストレス・感情コントロール	763	67.9
	職員の倫理観・理念の欠如	750	66.8
	職員の性格や資質の問題	749	66.7
	職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足	714	63.6
		520	46.3
	職員の業務負担の大きさ 待遇への不満	145	12.9
	その他	34	3.0
被虐待高齢者の状況	認知症によるBPSD(行動・心理症状)がある	597	53.2
	介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回	595	53.0
	意思表示が困難	424	37.8
	職員に暴力・暴言を行う	228	20.3
	医療依存度が高い	86	7.7
	他の利用者とのトラブルが多い	85	7.6
	その他	71	6.3



虐待者 (1,345人) ※2

- 性別
男性 (68.3%)、女性 (31.7%)
- 年齢
60歳以上 (18.8%)、50～59歳 (17.4%)、30～39歳 (16.1%)
- 職種
生活支援員 (41.8%)、管理者 (10.9%)、世話人 (10.1%)、サービス管理責任者 (6.8%)、その他従事者 (6.1%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因 (複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	65.4%
職員のストレスや感情コントロールの問題	55.6%
倫理観や理念の欠如	54.6%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	26.9%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	27.3%

虐待行為の類型 (複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
51.9%	11.0%	48.0%	6.9%	8.1%

障害者虐待が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	244	20.4%
居宅介護	27	2.3%
重度訪問介護	9	0.8%
同行支援	2	0.2%
行動支援	2	0.2%
療養介護	18	1.5%
生活介護	152	12.7%
短期入所	31	2.6%
自立訓練	7	0.6%
就労移行支援	9	0.8%
就労継続支援A型	46	3.9%
就労継続支援B型	124	10.4%
共同生活援助	338	28.3%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	6	0.5%
移動支援	5	0.4%
地域活動支援センター	3	0.3%
児童発達支援	24	2.0%
放課後等デイサービス	146	12.2%
保育所等訪問支援	1	0.1%
合計	1,194	100.0%

被虐待者 (2,356人) ※1

- 性別
男性 (66.6%)、女性 (33.4%)
- 年齢
20～29歳 (20.4%)、50～59歳 (17.9%)、30～39歳 (16.8%)、40～49歳 (16.8%)
- 障害種別 (重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
18.8%	74.3%	18.9%	3.4%	0.8%

- 障害支援区分のある者 (79.3%)
- 行動障害がある者 (48.0%)

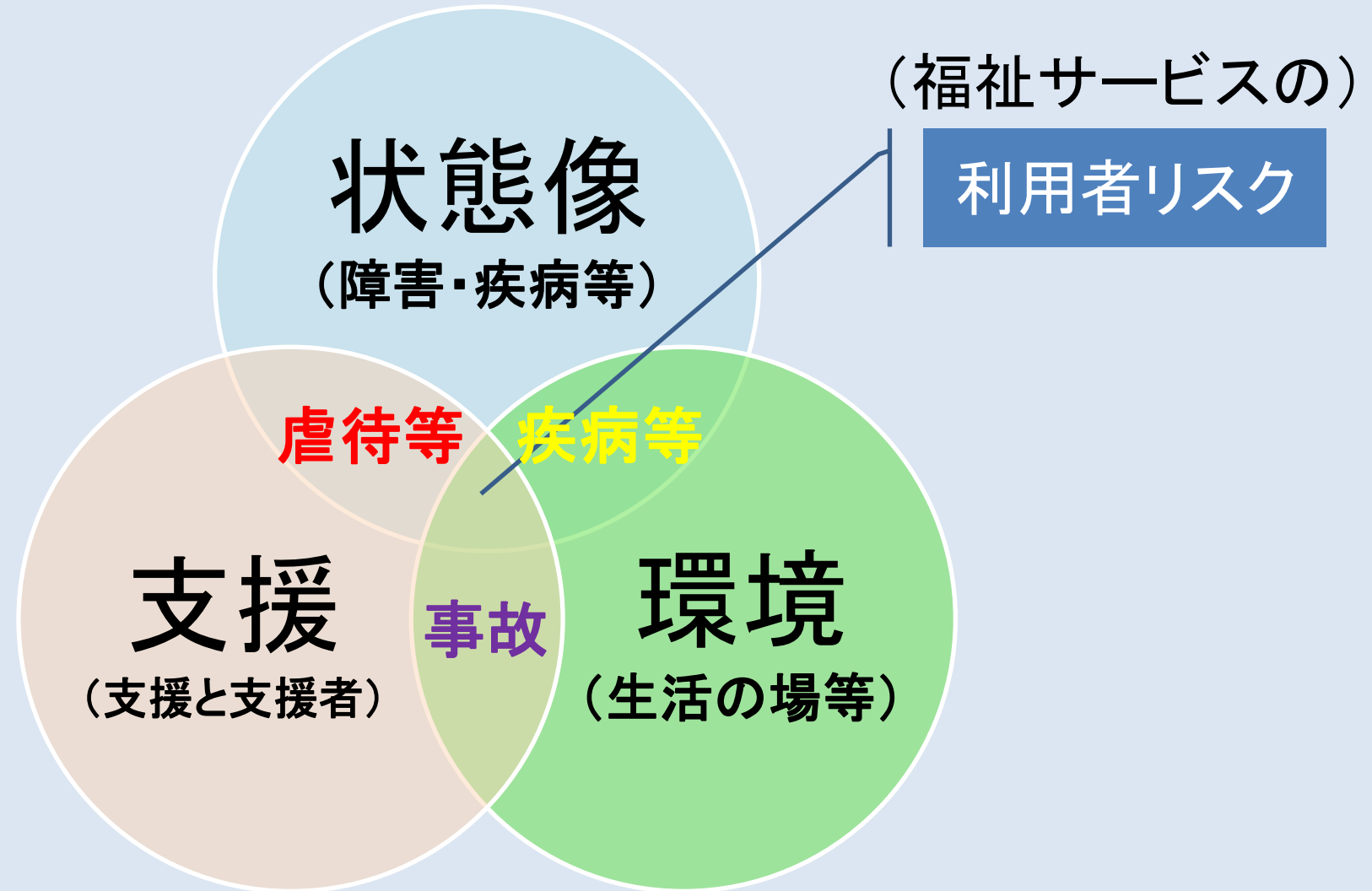
※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の27件を除く1,167件が対象。

※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった47件を除く1,147件が対象。

※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。

※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

従事者等による虐待の捉え方



従事者等による虐待防止のポイント

虐待防止委員会
等は機能してい
るか？

研修しても
虐待は
無くならない！

サービスの質と
実践の向上が
役割！

専門性を
確保しよう！

リスク評価と
マネジメントが
虐待防止の基本

ご清聴
ありがとう
ございました。

